



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1500 特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)..... 1
1501 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)..... 1
1502 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	()..... 2
1503 公共測量の実施	(技術調査課)..... 2
1504 道路の供用開始	(道路保全課)..... 2
1505 新宮都市計画道路事業の事業計画の認可	(道路建設課)..... 3

○ 監査公表

監査公表第26号 3
監査公表第27号 5

告 示

和歌山県告示第1500号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年12月25日まで縦覧に供する。

令和2年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

令和2年11月25日

2 名称

特定非営利活動法人NextInnovation

3 代表者の氏名

北岡大伸

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市野口495番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民や地域青少年に対して、各種スポーツクラブ、スポーツ教室等の企画運営によってスポーツ振興を行うことにより、地域社会における健康増進及び青少年の健全育成を図るとともに、個人の自立性と共助精神を向上させ持続可能な明るい豊かな社会に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1501号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1502号

令和2年農林水産省告示第1814号（以下「告示第1814号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
楠晴男
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1814号のとおり

和歌山県告示第1503号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局河川部水災害予報センター長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年11月24日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、岩出市及び紀の川市

和歌山県告示第1504号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 奥佐々阪井線

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字桑添1874番1地先から同町動木字桑添1936番1地先まで
 供用開始の期日 令和2年12月8日

和歌山県告示第1505号

新宮都市計画道路事業の事業計画については、令和2年11月24日付け国近整計管和都業第3-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

新宮都市計画道路事業3・4・2号千穂王子ヶ浜線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え置いて縦覧に供する。）

監 査 公 表

和歌山県監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月8日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	令和2年9月30日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の

執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 那賀振興局地域振興部

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

イ 那賀振興局農林水産振興部

旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 那賀振興局建設部

(ア) 道路占用に係る使用料徴収において、納期限後20日以内に督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 道路保全工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 建設工事請負変更契約において、変更前の契約金額の30%を超えて増額変更されていたが、現に施工中の工事と分離して施工することの著しく困難な理由が記載されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 廃川敷地については、令和元年度末で1件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

エ 紀北県税事務所

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 燃料費に係る物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 車両管理者の確認がなされていなかった。

b 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。

(エ) 不動産取得税の承継取得分について、課税に関する調査を終えていない件数が289件あった。今後、早急に各事案の状況を把握し、課税の可否の決定等をされたい。

オ 和歌山県立仙溪学園

(ア) 消耗品の納品において、当日不在の職員が納品検査を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 車両管理者の確認がなされていなかった。

b 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。

カ 和歌山県立高等看護学院

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 証明手数料において、定額小為替の取扱いを誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立粉河高等学校

行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立貴志川高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県岩出警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月8日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	令和2年10月22日
和歌山県農林大学校	〃
和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立伊都中央高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

- (ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 伊都総合庁舎雨樋の蓋点検等業務委託に係る支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。
- (ウ) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (エ) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a 出力されていない帳票があった。
 - b 決裁権者の決裁がなされていない。
- (オ) 支出票において、出納員の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (カ) 歳入歳出外現金において、誤って本人に払渡しをしている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 伊都振興局健康福祉部

資金前渡において、戻入が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 伊都振興局建設部

- (ア) 工事請負契約の3割を超える増額変更において、増額分の契約保証金を受け入れていたが、変更契約書の契約保証金の額を増額変更していない事例があったので、適正に処理されたい。
- (イ) 道路占用許可において、占用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 負担金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県農林大学校

- (ア) 不整地運搬車運転技能講習実施業務委託に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。
- (イ) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 臨時作業員の賃金支払について、所得税額を誤って源泉徴収していたので、適正に処理されたい。
- (エ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

備品購入費による書籍購入に係る決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立紀北工業高等学校

- (ア) ETCカード使用料において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a 支出票及び請求書を紛失していた。
 - b 支出命令の取消しの決裁がなされていない。
- (イ) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a 決裁権者の決裁がなされていない。
 - b 起案者印が押印されていない。

キ 和歌山県立伊都中央高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との

照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立笠田高等学校

情報処理機器等の賃貸借契約に係る決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立きのかわ支援学校

(ア) ETCカードを紛失していたので、今後、このようなことのないように適正に処理されたい。

(イ) 公用車の売払いについて、代金の納付確認をせずに物品を引き渡していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 住居手当において、認定額を誤り過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

コ 和歌山県かつらぎ警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。